

## 浜松市農業委員会農地転用事実確認願交付事務処理要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、浜松市農業委員会（以下「農業委員会」という。）が行う、「農地法第4・5条許可地の転用確認について」（昭和32年8月30日農開第691号静岡県農地部長通知）及び「登記官が地目を認定する場合における農地法との関連について」（昭和43年2月15日日記登第69号静岡地方法務局長通知）により、農地を農地以外の地目に変更するための円滑で統一的な事務処理を行うため必要な事項を定める。

### (審査及び現地調査)

第2条 農地転用事実確認願が提出されたときは、農地転用事実確認願の記載事項、添付書類の審査を行い、原則として農地転用事実確認願に基づき現地調査を実施し、転用目的と同一であるか確認をする。

### (農地転用事実確認願の手続き)

第3条 農地転用事実確認願は、別記様式とし、正副各1通と市街化調整区域の場合は「農地転用許可後の完了報告について」を1部提出するものとする。また、正本には次に掲げるものを添付するものとする。

#### (1)農地転用事実確認願

- ア 案内図
- イ 配置図
- ウ 写真（市街化区域の場合）
- エ その他農業委員会が必要とする書類（所有者・地番・面積が変更した場合、土地登記事項証明書の写し等）

#### (2)農地転用許可後の完了報告について

- ア 案内図
- イ 配置図
- ウ 写真
- エ 検査済証の写し（開発行為の場合）

### (農地転用事実確認書交付基準)

第4条 農地転用事実確認書交付の基準は次のとおりとする。

#### (1)受付時期

種類	時期
住宅、工場及び店舗等の建築物	外観が完成し、建築物の用途が確認できる状態になった時点以後
資材置場及び駐車場等の建築物がない場合	土地造成後に使用が確認できる状態になった時点以後

植林	昭和41年3月4日農計第210号県農地部長通知により、植栽後5年が経過し山林としての形状が確認できる状態になった時点以後
----	--

(2) 交付基準

種類	条件	共通事項
住宅	外観ができ、専用住宅と確認できること	転用目的どおり使用されていること  建ぺい率22%以上を満たしていること(専用住宅の場合は建築物のみで22%以上。他法令による制限を超えないこと。)
集合住宅	外観ができ、集合住宅として用途が確認できること (駐輪場設置は認める)	
宅地分譲	水道が敷設してあること	
建売住宅	外観ができ、専用住宅と確認できること	
駐車場	使用状況が確認された後(トラロープ・白線等で枠が明確であり、収容台数の確認できるものについては、必ずしも使用後に限らない) 申請時の台数の同じ台数分の枠があること 利用車両の用途が同じであること	
資材置場	建築物・工作物がないこと 許可どおりの資材が置いて使用されている状態であること 敷地が十分使用されていること	
店舗・工場	看板が設置され、陳列ケース・機械等の附帯設備が並び、店舗・工場として確認できること	
農業用施設	外観ができ、建物の用途が農業用であると確認できること 倉庫・物置に農業用の資材が入っていること	
露天農作業場	更地であり、農業用作業場としての状態が確認できること	
一時転用された土地	所有者の承諾書(確認書)が添付されていること 耕作できる農地の状態に復元されていること	

(3) 確認書を交付できない場合は次のとおりとする。

ア 転用目的以外に供している場合。

イ 転用計画者以外の者から確認願が提出された場合、又は転用計画者以外の者が転用したと認められる場合。

ウ 転用計画地以外を一体として利用している場合。

(農地転用事実確認願の交付)

第5条 農業委員会事務局により転用目的と同一または同等の転用状況が確認された場合

は速やかに交付するものとする。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は農業委員会会長が定める。

附 則

この要領は平成17年7月1日から施行する。

附 則

この要領は平成21年6月5日から施行する。

附 則

この要領は平成26年9月1日から施行する。

附 則

この要領は平成30年7月1日から施行する。

別記様式（第3条関係）

農地転用事実確認願

1 転用前の土地表示

所在地番	地目	面積
合計		

2 許可  
受理年月日，受理番号等

農地法第 条第 項第 号の規定による農地転用許可  
受理

許可  
受理年月日 年 月 日

許可  
受理番号 第 - 号

3 使用目的

4 建物の棟数及び建築面積

5 建物以外の施設の数及び大きさ

6 転用完了年月日 年 月 日

上記のように届出目的に使用されたことを確認願います。

年 月 日

住所

氏名

(あて先) 浜松市農業委員会会長

添付書類 案内図面，転用完了図面

---

浜農委確認第 号

上記転用の事実を確認する

年 月 日

浜松市農業委員会  
会長